佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障がい者）

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	栃木県
3.市区町村名	佐野市
4.届出番号	9
5.独自利用事務の事例番号	108-1 ： 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1.事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障がい者）
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	144	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐野市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第２の項 佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障がい者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	佐野市医療費助成に関する条例（平成１７年条例第120号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和24年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、妊産婦、こども、（重度心身障がい者）及びひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上及び（福祉の増進）を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		佐野市医療費助成に関する条例（平成１７年条例第120号） 佐野市医療費助成に関する条例施行規則（平成17年規則第86号）　重度心身障害者医療費補助金交付要領

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	佐野市医療費助成に関する条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	佐野市医療費助成に関する条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ﾛ	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第3条第2項第1号、3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ﾊ	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第3条第2項第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ﾆ	佐野市医療費助成に関する条例施行規則第3条第2項第2号、3号

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	重度心身障害者医療費補助金交付要領第３条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

届出日	2025年10月27日
独自利用事務の対象者	重度心身障がい者
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2024年10月03日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	24
保護評価書の名称	重度心身障がい者医療費助成事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%A0%83%E6%9C%A8%E7%9C%8C%E4%BD%90%E9%87%8E%E5%B8%82&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=21&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=19&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.